

発 言 者	審議内容（発言内容、審議経過、結論等）
	〈テーマ１：交通安全〉 ・自転車の交通ルールについて、歩道は幅3m以上・自転車通行可の標識がある場合のみ走行可（例外：13歳以下・70歳以上・道路工事等）であり、歩道走行時も歩行者優先・徐行義務があることを確認した。4月の法改正後も同原則が基本であることを確認した。 ・学校での交通安全教育について、どの場で誰が教えるか（学校・警察・PTAの役割分担）の整理が必要。中学生が狭い道路を速度を上げて自転車で走る状況は危険であり、学校ごとの対応とともに地域全体での周知が必要である。 ・駅前広場のT字路（駅広側が一時停止義務だが止まらない車が多い）や小林医院前の交差点（見通し悪・下り勾配で冬季に危険）など、具体的な危険箇所を複数指摘した。通学路安全プログラム（警察・学校・道路管理者・PTA等が合同パトロール）を活用した危険箇所の改善・標識整備等の対応が有効との提案があった。 ・植栽による見通し障害について、交差点から10～15m以内は背の高い植栽を避けるよう自治会等への周知・共通認識の醸成が必要との意見を述べた。実際に通学路安全プログラムの中で交差点周辺の植栽を切り下げた事例を紹介した。 ・国道39号線などに整備された路側帯の青ライン（自転車通行帯）について確認した。サイクルツーリズム推進の観点から整備されたものであり、自転車の安全な走行環境整備と啓発を一体的に進める必要がある。 〈テーマ２：防犯〉 ・最近、特殊犯罪が増えており、高齢者をターゲットとした詐欺が多い状況にあるため、実際に町内で発生した事例を紹介し、どのような手口で行われているかなど、更に情報提供を行う必要があると説明。 ・個人情報、プライバシーの関係で良し悪しがあると思うが、防犯カメラの設置を検討してもよいのでは。何かあったときの対応に役立つと考える。 〈テーマ３：バス路線（公共交通）〉 （主な意見なし）